平成２３年（フ）第１３４０号
福岡市南区井尻５丁目19番18号
債務者　藤本　友子
1　決定年月日時　平成23年７月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月５日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１３６４号
福岡県筑紫野市二日市北８丁目10番31号
債務者　近藤　美鈴
1　決定年月日時　平成23年７月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月５日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１４２９号
福岡市早良区次郎丸１丁目26番８―103号
債務者　権田　峰子（旧姓中上）
1　決定年月日時　平成23年７月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月５日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第４６号
鹿児島県大島郡喜界町大字赤連2901番地４
債務者　界　　智子（旧姓原）
1　決定年月日時　平成23年７月７日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月５日まで
鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成２３年（フ）第１４号
宮城県本吉郡南三陸町戸倉字町56番地２
債務者　小林　千恵（旧姓西條）
1　決定年月日時　平成23年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月６日まで
仙台地方裁判所気仙沼支部

平成２３年（フ）第３２６号
茨城県小美玉市羽鳥2352番地304　ライトハウスＢ―２
債務者　佐々木利史
1　決定年月日時　平成23年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月６日まで
水戸地方裁判所

平成２３年（フ）第３３２号
茨城県水戸市大串町2250番地の２
債務者　川又　　誠
1　決定年月日時　平成23年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月６日まで
水戸地方裁判所

平成２３年（フ）第３３６号
水戸市文京１丁目２番12号文京ホームズＡ棟208号室、住民票上の住所茨城県ひたちなか市幸町８番地16相川住宅３号
債務者　大木　涼太
1　決定年月日時　平成23年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月６日まで
水戸地方裁判所

平成２３年（フ）第３３９号
茨城県東茨城郡大洗町桜道705番地　リバークレスト202号
債務者　井野元恵理子（旧姓狐塚）
1　決定年月日時　平成23年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月６日まで
水戸地方裁判所

平成２３年（フ）第３４２号
茨城県那珂市豊喰176番地６
債務者　坂本しづ子
1　決定年月日時　平成23年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月６日まで
水戸地方裁判所

平成２３年（フ）第８４号
富山県射水市南太閤山８丁目37番地
債務者　金子こずゑ
1　決定年月日時　平成23年７月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月６日まで
富山地方裁判所高岡支部

平成２３年（フ）第２３３号
金沢市涌波２丁目４番36号
債務者　佐野　二朗
1　決定年月日時　平成23年７月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月６日まで
金沢地方裁判所

平成２３年（フ）第２３０号
愛知県岩倉市八剱町道光６番地
債務者　石田　勝巳
1　決定年月日時　平成23年７月11日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月６日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２３年（フ）第６５２号
京都市伏見区御駕籠町124番地８
債務者　岸本　泰輔（旧姓田邊）
1　決定年月日時　平成23年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月６日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第８２７号
京都市西京区山田北山田町７番地１　北山田荘202
債務者　加藤　京子
1　決定年月日時　平成23年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月６日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第８７１号
京都市伏見区醍醐和泉町100番地　江﨑幸晴方
債務者　岩淵　健三
1　決定年月日時　平成23年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月６日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第８８４号
京都市左京区静市市原町605番地　二軒茶屋マンションＡ棟21号室
債務者　佐々木久夫
1　決定年月日時　平成23年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月６日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第９２９号
京都市右京区太秦安井柳通町22番地17
債務者　小林　小夜（旧姓百田）
1　決定年月日時　平成23年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月６日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係